

2021年6月7日

各位

オリックス銀行株式会社

当社初、遺贈寄附特約付き遺言代用信託商品を 他行に提供開始

～相続時に遺言書不要で、社会貢献のための寄附が可能に～

オリックス銀行株式会社（本社：東京都港区、社長：錦織 雄一）は、本日より、大東銀行に遺贈寄附特約付き遺言代用信託商品の提供を開始しますのでお知らせします。オリックス銀行として、他の金融機関に遺贈寄附の仕組みを提供する初の取り組みです。

オリックス銀行は、2021年1月に大東銀行へ遺言代用信託商品「つなぐ、エール」の提供を開始しました※1。「つなぐ、エール」は、お客さまに相続が発生した際に、お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、ご家族などあらかじめ指定された受取人にお渡しする遺言代用信託商品です。このたび遺贈寄附特約の追加により、福島県内の自治体や学校法人などを受取人として指定することが可能になります。

日本財団が全国の60歳～79歳の男女に実施した調査※2によると、20.5%が遺贈寄附に興味関心を持っています。一方、2018年度に相続された財産総額16兆2,360億円※3のうち、遺贈寄附された総額は約468億円※4と約0.29%にとどまります。日本財団の同調査では、遺贈や寄附に関心がある方のうち32.4%が、必要な手続きが分からないと答えています。

オリックス銀行は、今後も他の金融機関へ社会貢献のための遺贈寄附が可能な遺言代用信託の提供を進め、お客さまの社会貢献への想いの実現をサポートし、持続可能な社会に貢献してまいります。

※1 [2021年1月18日プレスリリース：大東銀行による遺言代用信託「つなぐ、エール」取り扱い開始。](#)

※2 出典：日本財団 2020年11月調査「遺言・遺贈に関する意識・実態把握調査要約版」。

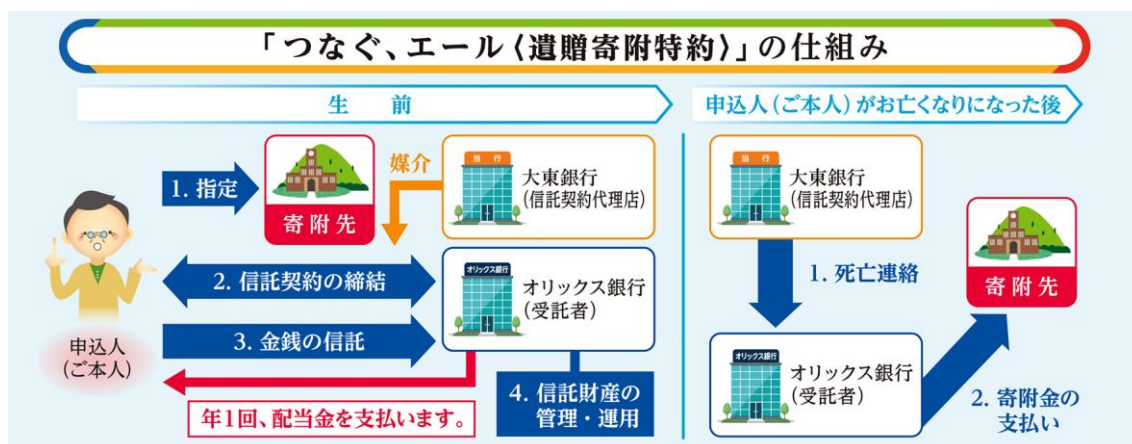
※3 出典：国税庁 平成30年分 相続税の申告事績の概要。

※4 出典：認定NPO法人シーズによる国税庁開示請求資料を参照。

<本件に関するお問い合わせ先>

オリックス銀行 コーポレート・コミュニケーション部 船山・高橋 TEL：03-6722-3629

■ 「つなぐ、エール<遺贈寄附特約>」スキーム図



■ 「つなぐ、エール<遺贈寄附特約>」商品概要

商品名	つなぐ、エール<遺贈寄附特約>
募集対象	個人のお客さま ※ 申込時点において日本国籍を有し、国内に住所を有する20歳以上の個人で、後見人などの代理人を必要とされない方
申込金額	100万円以上3,000万円以下(100万円単位) (ただし、お客さまが保有する金融資産の1/3までの金額)
信託期間	信託設定から信託終了まで最長30年
寄附先	福島県内の自治体や学校法人など
申込手数料	なし
中途解約	全部解約のみ可能(ただし、前回計算期日の翌日以降の収益配当なし)
信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・管理報酬はかかりません ・運用報酬は、毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額(信託元本に対して年0.01%から3.00%の範囲内)です
元本補填	信託元本に万一欠損が生じた場合は補填されます
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です
取扱店舗	大東銀行全店舗